

# 税の申告 受付相談

平成20年度の市県民税、国民健康保険税などの申告受付相談が2月18日（月）から始まります。必要な書類を準備して、忘れずに申告してください。

相談は、税務課（市役所1階）のほか、表1のとおり、巡回申告受付相談も行います。申告期限が近づくと会場が大変込み合います。早めに申告しましょう。

## ●申告受付相談の日程

**2/18(月)～3/17(月)まで**

受付時間 8時45分～17時

※土日、祝日は行いません。ただし、3/16(日)に限り、受け付けます

## ●受付会場

市役所1階 税務課

## ●問い合わせ

税務課 (☎52-2114)

## 申告が必要な方

市県民税、国民健康保険税の申告が必要な方は、平成20年1月1日現在、本市に住所があり、平成19年の1月1日～12月31日までの間に給与（パート収入を含む）や営業、農業、不動産、配当などの所得があった方です。

また、市内に住所がなくて、家屋敷課税の対象になる方、昨年収入がなくても扶養親族になっていない方や、他市町村に住居する家族などの扶養親族になっている方など

場合は申告が必要です。

## 申告に必要なものは

▽印鑑  
▽預金通帳：還付金の受け取りや振替に使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません

▽所得計算に必要なもの：■営業、農業、漁業、不動産などの所得、売上帳、仕入帳、経費帳、支払伝票、領収書などをと作成した収支内訳書 ■給与や公的年金の所得 ■源泉徴収票や給与明細書など ※農業所得の申告は、簡易計

算から収支計算に変わりますので、ご注意ください  
▽所得控除に必要なもの：昨年中に支払った社会保険料（国保、年金、介護保険料など）、医療費、生命保険料、損害保険料などの支払いを証明するもの

## 申告書について

申告書は送付しませんので、必要な方は問い合わせください。また、申告書の書き方や控除額の計算の仕方などをおかりやすく説明した「申告の手引き」を、市役所、山形総

合支所、各支所、各公民館に備えていますので、活用ください。  
青色申告の場合は、久慈税務署で申告してください。  
**控除の対象になります**  
申告の際、控除の対象になる主なものを紹介します。

## 住宅ローン控除

平成19年1月から、税源移譲により所得税が減額されました。そのことから、住宅ローン控除で控除できる額が減る場合があります。このような場合に当てはまる方は、今回の申告で市県民税（所得割）から残りの分を控除できます。ただし、3月17日（月）までに申告しなければなりませんので、ご注意ください。

▽対象は平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方

## ▽問い合わせ先 税務課

## 国民年金保険料などの控除

平成19年中に納めた国民年金保険料は、全額「社会保険

## 国保税 納付忘れずに！

国民健康保険は、加入者（被保険者）が国民健康保険税（国保税）を出し合い、病气やけがをしたときの医療費に充てる助け合いの制度です。国保は、国保税で運営されているので、税を納めない方がいると、財源が不足してしまい、制度を維持できなくなります。災害などの特別な事情がなく国保税を滞納している場合は、納税している方との公平性が保たれませんので、期間の短い保険証を交付したり、医療費の全額を負担いただくなどの措置を取ることになります。

納付が困難な場合、分けて納めることもできます。そのままにせずに、お早めにご相談ください。  
問い合わせや相談は、直接、窓口にお出でいただいても、電話でも結構です。受付時間は、平日の8時30分～17時30分までです。月曜日（祝日の場合、翌日）は、18時30分まで受け付けます。詳しくは、国民年金課（☎52-2118）または収納対策課（☎52-2368）へ。

料控除」の対象になります。申告の際は、社会保険料控除証明書をお持ちください。（証明書は、19年11月か20年2月のいずれかに送付されます。届かない場合は問い合わせください）

また、65歳以上の年金受給者本人の介護保険料控除については、「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」を申告の

際、お持ちください。  
▽問い合わせ先 控除証明書専用ダイヤル（☎0570-00-9911）、二戸社会保険事務所（☎0195-23-4111）

## 障害者の控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は控除の対象になります

## 申告をしない？

国民健康保険に加入されて

ます。また、これらの手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で一定の障害があると認められた方は対象になります。▽必要なもの 障害者控除対象認定書

▽問い合わせ先 社会福祉課（☎52-2119）

## 地区巡回申告受付相談の日程（表1）

2月18日から3月17日までの受付のほかに、次の日程で巡回受付相談を行います。対象地区の方以外は受け付けかねますので、ご注意ください。

月 日	時 間	会 場	対象地区
2/13(水)	10:00～14:00	つなぎ地区消防コミュニティセンター	繋 内
		来内地区集落センター	来 内
2/14(木)	10:00～14:00	荷軽部地区集落センター	荷 軽 部
		霜畑地区コミュニティセンター	関
2/15(金)	10:00～14:00	日野沢公民館	日 野 沢
		戸呂町地区集落センター	戸 呂 町
2/19(火)	10:00～14:00	小国地区多目的集落施設	小 国
2/20(水)	10:00～14:00	霜畑地区営農研修館	霜 畑
2/21(木)	10:00～14:00	山形総合センター	川 井 上
2/22(金)	10:00～14:00	山形総合センター	川 井 下
2/23(土)	9:30～14:00	宇部公民館	宇 部
2/24(日)	9:30～14:00	侍浜公民館	侍 浜
2/26(火)	10:00～12:00	山根公民館	山 根
	9:30～14:00	大川目公民館	大 川 目
2/27(水)	9:30～14:00	小久慈公民館	小 久 慈
2/28(木)	9:30～14:00	久喜公民館	久喜・三崎
2/29(金)	9:30～14:00	夏井改善センター	夏 井
3/2(日)	10:00～15:00	山形総合センター	山形町全域

## 所得税の確定申告は

所得税の確定申告が必要な方は、平成19年中に所得控除額を超える事業所得、不動産所得などの所得があった方などです。作成した確定申告書などは、税務署に提出してください（郵送または持参）。郵送で提出される場合、申告書（控）に税務署収受日付印が必要な方は、申告書（控）と切手を貼付した返信用封筒も同封してください。

※所得税の確定申告をした方は、市県民税・事業税の申告の必要がありません



## ●確定申告は簡単、便利な e-Tax で●

確定申告は、簡単、便利な国税電子申告・納税システム「e-Tax」の利用をお勧めします。確定申告の期間中、24時間受付を行っています。詳しくは、久慈税務署（☎53-4161）へ。

※納税は、便利な振替納税をお勧めします

児童手当、保育園への入園、公的年金や事業資金の融資などの申請に必要な税の証明書等の交付などが受けられない場合があります。